

この説明書は助成金申請に際し、あらかじめ助成先に対して、法律や関係する規程で定められた遵守事項のうち、特に重要なものについて説明を行うものです。本説明書の内容を十分に理解した上で助成の申請を行ってください。

記入例

社会福祉振興助成事業における主な遵守事項について

社会福祉振興助成事業のご利用に当たっては、独立行政法人福祉医療機構助成要綱（以下「助成要綱」という。）、社会福祉振興助成事業事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）などで定める事項を遵守していただく必要があります*。

本書は、これらの遵守していただく事項のうち、特に重要なものを整理したものです。

本書の内容を確認していただき、末尾に団体の代表者が署名・捺印のうえ、本書を助成金申請書兼請求書とあわせて提出してください。

※ 同封の「社会福祉振興助成事業の事務の手引き」の巻末にある「関係規程」を必ずご一読ください。

助成対象事業の実施期間（助成要綱第7条）

1 この助成金を受けて行う事業（以下「助成事業」という。）は、当該事業年度内に終了する必要があります。また、助成事業に係る経費の支払いもこの期間内に終了する必要があります。

助成の条件（助成要綱第10条）

2 この助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、この助成の条件となる助成要綱第10条の各号を厳守する必要があります。

平成 年 月 日

署名・押印した日付を記入してください。

団体住所 ○○県○○市○○1-2-3

団体名称 特定非営利活動法人○○会

上記代表者署名

理事長 福祉太郎

実印

必ず代表者の方が自署してください。
※自署が難しい方については、当機構までご連絡ください。

押印は今回添付する印鑑証明書と一致させてください。